

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	議 会 運 営 委 員 会		会 議 場 所 第 3 委 員 会 室 担 当 職 員 鈴 木 智
日 時	平 成 2 9 年 5 月 2 9 日 (月 曜 日)	開 議	午 前 1 0 時 0 0 分
		閉 議	午 前 1 1 時 3 3 分
出 席 委 員	◎ 齊 藤 ○ 平 本 奥 村 田 中 山 本 福 井 木 曾 < 湊 議 長 > < 小 島 副 議 長 > (欠 席 : 西 口)		
執 行 機 関 出 席 者	桂 川 市 長、木 村 企 画 管 理 部 長、大 西 総 務 部 長		
事 務 局 出 席 者	片 岡 事 務 局 長、山 内 次 長、船 越 副 課 長、鈴 木 議 事 調 査 係 長、池 永 主 任、山 末 主 事		
傍 聴	可	市 民 1 名	報 道 関 係 者 1 名 議 員 0 名 ()

会 議 の 概 要

1 0 : 0 0

[齊 藤 委 員 長 開 議]

< 齊 藤 委 員 長 >

西 口 議 員 が 欠 席 さ れ る が、会 派 か ら 委 員 外 議 員 は 出 席 し な い こ と と す る。

1 平 成 2 9 年 6 月 亀 岡 市 議 会 定 例 会 に つ い て

[事 務 局 長 説 明]

2 議 案 の 概 要 説 明 に つ い て

1 0 : 0 3

[市 長 等 入 室]

[市 長 あ い さ つ]

[企 画 管 理 部 長 及 び 総 務 部 長 説 明]

[市 長 等 退 室]

1 0 : 2 8

3 定 例 会 日 程 に つ い て

[事 務 局 長 説 明]

4 開 会 日 (6 月 5 日) の 議 事 に つ い て

[事 務 局 長 説 明]

< 齊 藤 委 員 長 >

人 事 異 動 に 伴 う 職 員 紹 介 を 実 施 す る こ と で よ い か。

— 全 員 了 —

5 陳 情 ・ 要 望 に つ い て

[事 務 局 長 説 明]

6 議場の理事者席について

[事務局長 説明]

7 一般質問について

[事務局長 説明]

8 一般質問における残時間「0分」の運用について

[事務局長 説明]

<福井委員>

時間を0分ちょうどで止めるのはよくないと思っていたので、説明の通りでよいと思う。持ち時間1分を切った場合は、新たな質問をできないという取り決めをしてはどうか。

<木曾委員>

発言しておきながら「答弁は結構」と言われる場合もあり難しいと考える。質問席に置いてある小さい時計での表示はわかりにくい。1、2分前に議長が注意喚起を行わないのであれば、質問者の前にわかりやすい表示板等が必要となるのではないか。よい方法を考えていく必要がある。一括方式の場合、表示板はよく見えるが、一問一答方式の場合は見えにくい。

<齊藤委員長>

デジタル表示のようなものがあればよいのではないか。

<奥村委員>

青色や黄色で点滅するようなものがあればよいのではないか。議員が了解しているのであれば、議長が整理しても問題ないのではないか。

<湊議長>

1分、2分前になり、議長が注意喚起しているのはあまり好ましくないのをやめることとする。0分になった時点で発言の制止を求める。残りの発言は「ありがとうございました」「よろしく申し上げます」等と言って、1行分しか発言しないことにするという意味である。3行分、4行分も発言してよいというものではない。制止を求めた時点で、「ありがとうございました」と言って質問を終わるという認識を徹底していただきたい。

<福井委員>

質問によっては議長の判断により、1分程度時間を延ばすことは考えているのか。

<湊議長>

考えていない。

<福井委員>

必ずそのパターンで終わるということで了解した。

<齊藤委員長>

その際、理事者も「できる」「できない」という答弁をしていくべきである。

<木曾委員>

最初からどう考えても時間内に終わらない質問者がいるので、各党派で整理していただきたい。

<齊藤委員長>

6月定例会はこれでいくこととしたい。

9 農業委員会委員任命議案の表決について

[事務局長 説明]

<木曾委員>

表決までに議会から市長に付した意見が届くのか。これまでうまくいっていたので、混乱を来さない形にしていくべきである。

<事務局長>

閉会日の前日の幹事会で説明を受け、質疑することも可能である。議案は最終日に提案され即決される。

<木曾委員>

議会運営委員会等の会議ではなく、事前に幹事会で説明だけを受けることとなるのか。

<事務局長>

幹事会で説明を受け、質疑を行っていただくことはできる。

<福井委員>

公平委員会委員等については、人事議案の資料により説明されているのではないかと。説明とはどういうことか。

<議事調査係長>

幹事会説明「あり」とは、先例・申合せ31に記載されている、「議案提出日前日の幹事会で理事者から説明を受け、議員はそれに対して質疑をすることができる。」ということに対応している。公平委員会委員等の説明については、資料の配付のみで対応しているところである。

<木曾委員>

資料に農業委員会等に関する法律の条番号まで明記すべきではないか。

<議事調査係長>

追ってお知らせする。いずれにしても法律によって規定されているものである。

<田中委員>

議案として提案されるのであれば、議会運営委員会を通す必要はないのか。

<議事調査係長>

以前、人事議案については、議会運営委員会でも取り扱うこととしていただいていたが、人事議案に関する個人情報公になることを懸念いただき、平成25年から幹事会で説明いただくこととなった経過がある。現在もそれにより運用いただいている。

<木曾委員>

19人分もの議案を即決できるのかと考える。

<事務局長>

19議案は1人につき1議案で提案される予定である。

<事務局次長>

議案は19件であるが、一括で採決いただくこともできる。

<福井委員>

常任委員会で審査する場合は、議案に対して意義がないということがわかるので、一括採決している。反対と思う人がいるかもしれない。

<事務局次長>

幹事会で説明、質疑を実施いただくことはできる。その状況も踏まえて、本会議までに表決を分けるという調整もできる。

<木曾委員>

他の議会ではどうか。

<議事調査係長>

京都市会では平成28年3月に提案され、簡易表決された。この他、宇治市議会、京田辺市議会は簡易表決で調整されると聞いている。福知山市議会は起立表決、舞鶴市議会は押しボタン表決、宮津市議会、城陽市議会、長岡京市議会、向日市議会、八幡市議会、京丹後市議会は起立表決される見込みだと聞いている。このように多くの市議会で起立表決される予定である。これは、反対する意見が出てくることを懸念して、起立表決することで調整されているものである。

<木曾委員>

これまで揉めたことはないので、簡易表決で実施できたらと考える。しかし、政治的な要素がある場合に、議会から意見を述べる機会がないのか。ないのであれば仕方ないと考えるがどうか。

<事務局次長>

基本的には、地域で選ばれた方が提案されるものとする。公募は、おしらせ等で実施されている。

<木曾委員>

例えば自治委員のような選び方をされるのか。

<事務局長>

公募もしくは、地域から推薦いただいた方を市長が提案することとなる。

<奥村委員>

これまでは公選法により選ぶこととなっていたが、選挙で実施したことはあまりなかった。基本的には地域で決めてこられたので、これと同じような選出をされるのではないかと考える。現実的にはあまり変わらないのではないかと考える。

<田中委員>

基本は起立表決にしておいて、様子を見て最終日に間に合うように決定してはどうか。

<事務局長>

次回の議会運営委員会で、検討いただくことも可能である。

<齊藤委員長>

今回は結論が出るようにしていきたい。

10 高校生の一般質問傍聴について（予定）

[事務局長 説明]

<齊藤委員長>

一般質問の午後の開始時刻は、通常通り1時15分からとすることでよいか。
—全員了—

<奥村委員>

数十人が傍聴席に入ってくることと合わせ、教育の観点もあり15分程度は配慮してはどうか。意見として述べておく。

11 平成29年9月定例会の決算審査について

[事務局長 説明]

<齊藤委員長>

従来通りの方法で決算審査を実施することでよいか。

—全員了—

12 議会運営委員会の視察について（総括）

[議事調査係長 説明]

<齊藤委員長>

意見はないか。

（なし）

<齊藤委員長>

意見がある場合は、事務局へ伝達いただきたい。

13 議会活性化の検討について

[事務局長 説明]

<齊藤委員長>

会派から出た内容を一度持ち帰り、検討する中で優先順位を決めていただくようにしたい。

<木曾委員>

今日は会派に持ち帰ることとして、次回は活性化の議論だけで時間をとらないと十分に検討できないと思う。

<齊藤委員長>

そのように取り扱うこととでよいか。

—全員了—

14 当面の日程について

[事務局長 説明]

15 その他

- （１）議場内撮影許可の申請
- （２）エコオフィス期間の実施
- （３）スマートデバイス対応のインターネット中継の開始
- （４）次回の議会運営委員会 ６月１３日（火）本会議終了後

[事務局長 説明]

<事務局長>

先ほどの議会活性化の件については、６月２３日の議会運営委員会において、会派での検討結果を報告いただいております。本日の議会運営委員会終了後に、報告用紙を各会派に配付するので、６月１５日の一般質問最終日までに事務局へ提出いただきたい。

11 : 33